

社長のための勉強

平成30年2月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

医療費控除の改正

平成28年分までの確定申告で医療費控除を受ける場合には、「医療費の領収書」の添付が必要でした。

税制改正により、平成29年分からは、「医療費の領収書」に代えて、加入している健康保険から送付される「医療費のお知らせ」を医療費控除で使うことができるようになりました。

※「医療費のお知らせ」は、加入している健康保険により異なりますが、協会けんぽの場合は、毎年2月頃に発送され、内容は前々年の10月から前年の9月の診療分の明細が記載されています。

ただし、以下のものに関しては従来どおり領収書が必要となります。

- ・「医療費のお知らせ」に記載されていない期間の医療費の領収書
- ・保険適用外の治療の領収書
- ・薬局で購入された風邪薬等の領収書

また、添付する必要がなくなったからと言って、**領収書を捨てていいというわけではありません。**

自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められた場合には、提示又は提出する必要があります。)

ペーパーレスと言われて久しいですが、紙が無くなるのはまだ随分と先のことでしょう・・・

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください